4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、徳島市の市街地をバイパスする自動車専用道路の整備により、所要時間の短縮及び定時性の確保を図るとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、徳島市長等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　徳島県徳島市役所

第6　収用又は使用の手続が保留されている起業地　徳島県徳島市八万町向寺山、法花谷山及び法花谷地内

## ○東北地方整備局告示第百七十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から住所等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年十一月十五日　　東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号

東北地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社建築住宅センター

三(1)　住所の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | 青森県青森市本町二丁目九番十七号 |
| 変更後 | 青森県青森市本町四丁目五番五号 |

(2)　変更年月日

平成二十三年十月一日

四(1)　評価の業務を行う事務所の所在地の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | 青森県青森市本町二丁目九番十七号 |
| 変更後 | 青森県青森市本町四丁目五番五号 |

(2)　変更年月日

平成二十三年十月一日

## ○東北地方整備局告示第百八十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年十一月十五日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号

東北地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人岩手県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | — |
| 変更後 | 歳弘　務 |

(2)　変更年月日

平成二十三年十一月一日

## ○北海道開発局告示第百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十五日　　北海道開発局長　高松　泰

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 北海道山越郡長万部町字豊津一六一番三〇から同町字豊津一五一番二まで | 前 | 二八・二九～四一・四三メートル | 〇〇・三〇八キロメートル | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 | 三一・五三～六五・二七メートル | 〇〇・三〇八キロメートル | |
| 北海道山越郡長万部町字豊津一五一番二から同町字豊野一九二番まで | 前 | 二六・三一～三六・七八メートル | 〇〇・一六〇キロメートル | |
| | 後 | 三六・七四～四九・四七メートル | 〇〇・一六〇キロメートル | |
| 北海道山越郡長万部町字豊野四六番一から同町字豊野五一番二まで | 前 | 一八・〇〇～二六・七五メートル | 〇〇・二九八キロメートル | |
| | 後 | 二二・〇〇～五一・〇九メートル | 〇〇・二九八キロメートル | |

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 小樽市忍路一丁目一五二番一から同市桃内一丁目九〇番一まで | 前 | 九・〇〇～一四七・五六メートル | 二・四七六キロメートル | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 | A　九・〇〇～一四七・五六メートル<br>B　二〇・五〇～一四八・三〇メートル | 二・四七六キロメートル | |

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十二号及び二百三十九号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道留萌郡小平町字臼谷七四番五から同町字臼谷二六八番一まで | 前 | 五八・五〇～七四・〇〇メートル | 〇〇・〇六〇キロメートル |
| | 後 | 五八・五〇～九九・五〇メートル | 〇〇・〇六〇キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部